

電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る 「一般ガス小売供給約款」における値引きについて

〔令和 7 年 7 月 1 日から実施〕

23. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第 6 の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 の 2 (2) のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + \underline{0.080 \text{ 円}} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \text{ *注1} - 8.0 \text{ 円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - \underline{0.080 \text{ 円}} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \text{ *注1} - 8.0 \text{ 円}$$

(備 考)

上記イ、ロの算定式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てます。

*注 1： 令和 7 年 4 月 22 日、石破内閣総理大臣の記者会見において「足元の物価高に対応する観点から、暑くなります夏への対応として、電気使用量が増加をする 7 月、8 月、9 月の 3 か月について、電気・ガス料金支援を実施します」とした発言にもとづき、今回、電気・ガス激変緩和対策事業の採択事業者として、政府の支援をガス料金に反映すべく、家庭・企業などに請求する月々の料金から使用量に応じた値引きを行います。

2025 年 7 月の検針日の翌日から 2025 年 10 月の検針日までにおいては、年間契約量が 1000 立方メートル未満のお客さまのこの「一般ガス小売供給約款」に定める調整単位料金 (1 立方メートル当たり) は、単位料金の調整によって算定される調整単位料金 (1 立方メートル当たり) から 8.0 円 (1 立方メートル当たり) を引き下げたものとします。

なお、2025 年 9 月検針分において算定される調整単位料金 (1 立方メートル当たり) は、10.0 円 (1 立方メートル当たり) を引き下げたものとします。

